



収 支 報 告 書

令和 5 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 (ふりがな) 政治団体の名称 にほり まさかず こうえん かい 草原 正和 後援会

2 主たる事務所の所在地 鹿児島県宮崎郡大崎町赤松3237-2

3 代表者の氏名 草原 正和

4 会計責任者の氏名 下園 ふみ子

政治団体の区分

政党の支部

政治資金団

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 _____

(電話) _____

(電話) _____

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	A (①+②)	十億	百万	千	円	
(前年からの繰越額) -----	①					0
(本年の収入額) -----	②					5 5 0 0 0 /
支 出 総 額 -----	B					3 3 7 6 6 8
翌年への繰越額 -----	A - B					2 1 2 3 3 3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 -----	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること) -----				

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額					備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 〔うち特定寄附〕	十億	百万	千	円		内訳は(その7)へ
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附						
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附						
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						
〔寄附のうち寄附のもの〕						内訳は(その8)へ
イ 政 党 匿 名 寄 附						内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)						

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その7) 寄附を受けた者が政党及び政治資金団体（政党が指定したもの）以外の政治団体の場合、同一の者からの寄附の合計金額は、年間150万円を超えることはできない。

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		個人からの寄附			
寄附者の氏名	金 額									年月日	住 所	職 業	備 考		
下園 小町子		十萬		百萬	7	5	8	0	0	0	円	R5.3.24	鹿児島県智志郡大崎町永吉3297-2	農業	
下園 小町子				4	5	0	0	0	0	0		R5.3.27	鹿児島県智志郡大崎町永吉3297-2	農業	
この頁の小計				4	5	5	0	0	0	0					
その他の寄附															
合 計				4	5	5	0	0	0	0					

← 様式（その2）の「(ア) 個人からの寄附」額と一致すること

- (備考) 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに名寄せして、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。
 なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えない。ただし、課税上の優遇措置を受けるときには必ず記載すること。
- 2 明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額のみを記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				備 考				
1	経 常 経 費	億	百万	千	円					
(1)	人 件 費									
(2)	光 熱 水 費									
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費									
(4)	事 務 所 費									
	小 計						① ((1)~(4)の合計)			
2	政 治 活 動 費	十億	百万	千	円					
(1)	組 織 活 動 費									
(2)	選 挙 関 係 費									
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費			3	3	7	6	6	8	ア~エの合計を記載すること
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費									
	イ 宣 伝 事 業 費		7	3	3	7	6	6	8	
	ウ 政 治 資 金 パーティー 開 催 事 業 費									
	エ そ の 他 の 事 業 費									
(4)	調 査 研 究 費									
(5)	寄 附 ・ 交 付 金									
(6)	そ の 他 の 経 費									
	小 計		7	3	3	7	6	6	8	② ((1)~(6)の合計)
	合 計		7	3	3	7	6	6	8	①+②

内訳は様式
(その14)へ
※資金管理団体および正会員
関係政治団体のみ

内訳は様式
(その15)へ

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
2 「有」に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 8 月 30 日

政治団体の名称 草原 正和 後援会

会計責任者の氏名 下園 ふみ子

代表者の氏名 (解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。